



只見町家計急変奨学一時金の申請について

この一時金は、新型コロナウイルス感染症に関連した家庭状況の急変により修学、学生生活の継続が困難（保護者の収入減や解雇による仕送り困難、アルバイト収入の減少等）となった只見町出身の生徒又は学生に対して家計急変奨学一時金を貸与し、修学の継続に支障をきたさないよう支援するための制度です。

○応募資格

下記2要件をどちらも満たす者

- ① 奨学資金貸与条例において対象とする学校に在学する学生
（高等学校・大学・短大・専門学校（2年以上）等に在学されている方）
- ② ・只見町に引き続き3年を超えて住所を有する学生。
または
・在学合格当時引き続き3年を超えて只見町に住所を有していた学生であって、連帯保証人または生計維持者が只見町内に住所を有する者

○貸与金額

10万円を単位とし、学生一人につき100万円以内とする。無利子。

○返還

卒業後6ヶ月経過後から8年以内の償還とする。

○申請方法

申請書（様式第1号）に記入の上、在学を証明する書類（※在学証明書や学生証の写し等）を添付して只見町教育委員会へ提出してください。

※申請書中、保証人は申請者、連帯保証人と別に生計を営む方としてください。

○申込期間

令和2年5月1日（金）～令和3年3月31日（水）

申請のあったものから順次審査後、申請者へ書面にて認定の可否を通知し指定の口座へ振り込みします。

※奨学一時金は、貸付金ですので卒業後返還義務が生じます。必要な額を検討の上、申請をお願いします。

【問い合わせ先】

只見町教育委員会 学校教育係

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591-30

電話：0241-82-5320

只見町家計急変奨学一時金貸与申請書

申請者氏名	只見 太郎		希望貸与額 (10万円単位)	800,000円		
生年月日	H13年 7月 2日生					
現住所	〒968-0421 只見町大字只見字雨堤 1039					
電話番号	090-1Δ34-5608					
在学学校	学校名 OΔ大学 (2 年) 所在地 東京都OΔ区_____					
連帯保証人	氏名	只見 ぶなお	生年月日	S40.1.1	本人との関係 父	
	住所	〒968-0421 只見町大字只見字雨堤 1039				
	電話番号	0241- 82 - OΔ□1				
保証人	氏名	朝日 花子	生年月日	S45.2.1	本人との関係 叔母	
	住所	〒968-0441 只見町大字黒谷字OΔ1234				
	電話番号	0241- 84 - □OΔ1				
奨学一時金の貸与を希望する理由	仕送りの他、アルバイトで生計を立てておりましたが休業によりアルバイト収入がなくなったため家賃や学費の支払いが困難となったため					
振込口座	金融機関名	支店名		口座種別		
	東邦銀行	只見支店		普通・当座		
	口座番号		口座名義 (カタカナで記入ください)			
	10Δ02□0●		タダミ タロウ			
<p>只見町家計急変奨学一時金の貸与を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: right;">令和2年 5月 10日</p> <p>只見町長</p> <p style="text-align: right;">申請者 只見 太郎 ⑩</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 只見 ぶなお ⑩</p>						